



今回は、政府による白書類を事典として利用する方法を紹介する。白書は国政の各分野に関する毎年発行される報告書であり、ウェブ上で初版から現在まで各年次版が閲覧できる。その内容に対して、マスコミや有識者らが、多様な見解を表明している。これらを比較参照しながら、事典として利用する方法を紹介する。

第四十話 「辞典・辞書などの使い方」シリーズ

⑤ 白書を辞典として利用する

白書とは、「政府が国政の各分野の現状と課題をひとまとめにして報告書の形で広く国民に提示する公文書」（世界大百科事典、第二版）である。白書については、第7回でも紹介したが、今回は事典としての利用法について紹介する。

政府が発表する白書には、我が国の政治、外交、経済、社会、犯罪、国民生活などなど、それぞれの中央官庁から公開される40以上の公文書がある。これらの白書を調べるには、多少のリテラシーが求められる。

初心者は、白書の調べ方や読み方を知るための情報を入手しておくことが、まず必要となる。グーグルで、{ 白書 読み方 }、{ 白書 調べ方 }などとキーワード検索すればよい。また、{ 白書 図書館 }と検索すれば、全国の公共図書館や大学図書館のサイトで、白書の調べ方や読み方を解説している。

白書の読み方として筆者の提案は、毎年発表される白書について、新聞・雑誌などが発表するマスコミや有識者などによる内容紹介と見解を、それぞれ比較読みすることである。たとえば、昨年2013年6月に発表された防衛白書（平成25年版、第39号）については、国内のマスコミ各社だけでなく、中国・韓国の政府やその国のマスコミも、それぞれの見解を表明している。

これらを見解を調べるには、{ 防衛白書 社説 }、{ 防衛白書 尖閣諸島 }などと、キーワード検索すればよい。防衛白書の内容に対する、マスコミ各社の社説や論説を調べることができる。

たとえば、「防衛白書―脅威を語るだけでは」（朝日）、「防衛白書 中国の『危険行動』を抑止せよ」（読売）、「防衛白書『安倍カラー』が満載だ」（毎日）、「防衛白書 国守る決意実行の議論を」（産経新聞）、「防衛白書と中国 信頼醸成にも力を注げ」（東京）、「厳しい安保観に見合う防衛を」（日経）といった具合である。

さらに、{ 防衛白書 中国外交部 }とキーワード検索すれば、中国政府当局による日本の防衛政策への批判記事が得られるし、{ 防衛白書 韓国外務省 }と検索すれば、韓国政府当局による反論記事が入手できる。

白書の事典としての利用で重要なのは、歴史事典としての利用法である。過去の白書をすべて見るができるからである。当時の話題やテーマについて、当時の記録を調べることができる。{ XXX、年次経済報告 site:www5.cao.go.jp }とサイト内検索すれば、経済白書ならびに世界経済白書の資料を中心に、当時の経済状況を当時の資料として入手できる。

XXX には、ニクソンショック、オイルショック、プラザ合意、リーマンショック、ギリシャ危機など、世界や日本の経済で、大きな経済事件を引き起こした事柄について、キーワードを選べば、簡単に調べることができる。

「ニクソンショック」の記述を見てみると、昭和 45 年、昭和 46 年、昭和 48 年、.... 平成元年、平成 4 年、平成 8 年などの各年度版で、当時の経済事情も含めてニクソンショックに関わる情報を入手できる。

ちなみに、我が国で最初に作成された白書は、1947 年（昭和 22 年）の経済白書（当初は経済実相報告書、現在は経済財政白書の名称）である。同白書の内容は、内閣府のウェブページにて、1954 年（昭和 29 年）より閲覧することができる。

異なる所轄官庁から関連する白書が、複数公開されているものが少なくない。同じ事柄であっても、目的が異なり記載内容も異なっている。「コンピュータウィルス」に関しての記述は、情報通信白書、科学技術白書、犯罪白書、警察白書、中小企業白書、防衛白書などの各白書に、それぞれの立場からの記載がある。

このほか、白書で重要なのは、政府が所管する膨大な統計データを掲載しており、白書は「日本の統計データ事典」といってよい程である。これら白書の統計データは、新聞・雑誌だけでなく、研究者の論文にも、数多く引用されている。

ちなみに、犯罪統計を調べることにしよう。このためには、まず、犯罪を取り上げている白書に何があるかを調べる必要がある。ちなみに、この資料集としては、「日本犯罪心理学会」のウェブページに分かりやすい紹介がある。

同サイトには、関連省庁として「警察庁、法務省、裁判所」、白書・犯罪統計等資料として「犯罪白書、警察白書、青少年白書、矯正図書館」、犯罪統計として「警察統計、法務省の検察統計・矯正統計・保護統計、司法統計」を列挙している。これ以外にも、犯罪被害者白書（平成 18 年より）がある。

統計データ一般について、データを入手し利用する方法については、紙面の都合上、別の機会に譲りたい。